

議案第187号

ワクチンの取得について（追認）

予防接種を実施するために行った次のワクチンの買入れについて、追認を求める。

- 1 物 件 乾燥BCGワクチン 約22,800箱
- 2 契約の相手方 大阪府中央区道修町4丁目6番5号
一般財団法人 大阪府結核予防会
- 3 契約金額 71,820,000円
- 4 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

令和5年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

ワクチンの買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例等の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第39号）

による改正前の大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。